

## 小浜市において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、あらかじめ各窓口にも相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
農地に関すること	市 農林水産課	農地転用等の手続きが必要な場合があります。
上下水道に関すること	市 上下水道課	農・漁業集落排水処理区域において排水設備を設置される場合は組合への加入等の手続きが必要です。
ゴミ収集に関すること	市 環境衛生課	共同住宅等で、敷地内にゴミ集積所を設置する場合、協議が必要です。
重要伝統的建造物群保存地区に関すること	市 文化課	重要伝統的建造物保存地区内で、建築行為や除却等を行う場合は、現状変更行為許可申請書が必要です。
埋蔵文化財に関すること	市 文化課	埋蔵文化財包蔵地内での開発に関しては、埋蔵文化財調査届出書の提出が必要です。
景観条例に関すること	市 都市整備課	建物の高さや延べ面積、地域によって、届け出が必要になります。
住吉酒井まちづくり協定に関すること	住吉酒井まちづくり協議会	住吉酒井地区の小浜縦貫線沿いで、新築や改築等を行う場合に協議会との協議が必要です。

※ 提出された建築計画概要書および照会事項チェックリストにより土木事務所から各市町に照会を行います。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、各市担当部署からも問合せをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。